韓国　第2・3回審査　事前質問事項前

NGO「連帯」パラレルレポート　<付属資料>

NGO連帯

2018年2月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（JD仮訳）

The List of Questions and Base Data for the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities (UNCRPD)

NGO Solidarity

**国連障害者権利条約（UNCRPD）NGO連帯の質問案と基礎データ**

国連障害者権利条約NGO連帯の会員団体が作成した42の質問案と基礎データを、質問の順番に沿って整理した。（訳注　実際には質問案の数は43。）

各団体から提案された質問案の内容や表現を可能な限りそのまま、質問順に整理した。

フォーラム終了後、最終的に選ばれた質問に応じて基礎データを補う予定である。

　（訳注　この付属資料の「質問案」は、パラレルレポートの本体の再掲であるが、質問案16，17，18は本体のみにあり、付属資料にはない。）

**A. 目的と一般的な義務（第1～4条）**

- 該当する質問案はない。

**B. 具体的な権利（第5～30条）**

**平等および無差別（第5条）**

**国連CRPD**

第5条 平等と無差別

**課題**

障害者差別禁止法の有効性。裁判所と法務部（訳注　日本の法務省に相当．以下，「部」は日本の「省」に相当する．）の差止命令。韓国国家人権委員会の独立性の強化。

**質問案**

1. 障害者差別禁止法に基づく救済を求める申し立てのほとんどが解決されていない。障害者差別禁止法の実効性を向上させるために、国家人権委員会の人的資源の拡大と独立性を含めた今後の計画を説明してください。

2. 裁判所が差別禁止を命じる権限をほとんど活用していないこと、および法務部長官の是正命令（障害者差別禁止法第43条）の条件が複雑すぎることによる権利救済の弱さを是正するための現実的な方法を説明してください。

**基礎データ**

障害者差別禁止法（以下、障害者法）が施行されているが、同法で認められている救済措置が有効ではないと評価され、法の実効性が問われている。2016年12月までに、韓国の国家人権委員会には障害者差別に関する申し立てが10,320件寄せられているが、5,109件が棄却され、2,741件が敗訴しており、これは差別に関する申し立ての大半が解決されていないことを意味している。さらに、申立ての処理に過度に時間がかかり、人材不足のため独立性が確保されていないとの指摘もあった。また、法務部部局から是正命令が出されたのは2件、裁判所で是正措置がとられたのは6年間で1件のみであった。このため、国連障害者権利委員会は、障害者法による救済措置の実効性を向上させるべきだと勧告した。

**第6条 障害のある女性**

**国連CRPD**

第6条 障害のある女性

**課題**

〇 　障害のある女性のための政策の基本計画の確立

- 障害女性基本法の制定を通じて、ジェンダーと障害の認識を反映した障害のある女性に特化した政策を実施するための基本的かつ包括的な計画を策定する。

〇　 障害のある女性のみを支援するための制度を行政機関に設置する。

- 区別された専門的なサービスを提供する。

〇　 障害のある女性の状況に関する調査・研究を行う。

〇　 すべての障害問題をジェンダー別に分けた統計システムを構築する。

〇　 障害のある女性に関連する指標を確立し、ジェンダーの意識向上のための予算を組む。

〇　 障害のある女性の状況に関する量的・質的調査や、ジェンダー認識を反映した政策の分析・研究を実施する。

〇　 障害のある女性のための団体の支援

- 障害のある女性の自助会を活性化し、障害のある女性の団体とその活動を支援する必要がある。

**質問案**

3. 2014年障害者実態調査によると、障害のある女性は、障害のない女性や障害のある男性に比べて、教育、雇用、所得などすべての分野で基本的人権が保障されていない。この問題を解決するための政府の計画と実行方法を具体的に教えてください。また、障害のある女性のライフサイクルに沿って教育機会を拡大する政策の計画を教えてください。

4. 障害のある女性の結婚、妊娠、出産、育児への政府の支援について教えてください。

5. 障害のある女性が搾取、暴力、虐待などの被害を受けた際に、どのように支援されているか、また、障害のある女性のためのDV相談センターや特別被害者保護施設の拡充と自立に向けた達成可能な計画を具体的に示してください。

**基礎データ** 現状と課題

〇　 韓国の障害のある女性は、家父長制の文化と社会システムにより、女性であること、障害者であること、困窮していることなど、様々な差別を受けている。しかし、障害のある女性の政策の設計において、ジェンダー差別の要素が考慮されていなかったため、ジェンダー問題を認識した適切な政策が作られておらず、また、政策施行段階でも、女性障害者の意見が適切に反映されていない。したがって、障害のある女性が二重の抑圧によって差別されているという社会文化的な認識を広げ、「女性」というアイデンティティに基づいて障害のある女性のための政策を作るべきである。

〇　 2014年に実施された障害者実態調査により、障害のある女性は、障害のない女性や障害のある男性に比べて、教育、雇用、収入のレベルが著しく低いことがわかった。教育を全く受けていない障害のある女性は21.0%で、障害のある男性の4.7%よりも著しく高い。小学校卒の障害のある人は、障害のある女性では36.8％、障害のある男性では23.0％となっている。中学校卒の障害のある人の割合は女性14.2％、男性17.7％、高校卒の割合は障害のある女性19.3％、障害のある男性34.5％となっている。大学は、身体障害のある女性の8.6％、身体障害のある男性の20.2％が卒業している。また統計は、障害のある女性の72.0%が中学校しか卒業しておらず、教育現場で障害のある女性が深刻な差別を受けていることがわかった。さらに、2014年に実施された「障害者の経済活動に関する調査」によると、障害のある女性の就業率は19.8％で、障害のある男性の就業率（49.4％）よりも29.6％低くなっている。これを女性全体の雇用率（49.5％）、男性全体の雇用率（71.4％）と比較すると、それぞれ29.7％、51.6％（ママ）の雇用格差があることが明らかになった。また、障害のある女性の月給は平均74.3万ウォンで、障害のある女性の47.3％が月給50万ウォン以下であり、障害のある男性（180.2万ウォン）に比べて40％低い賃金となっている。それにもかかわらず、障害のある女性は、ほとんどの障害者福祉サービスの利用率が低く、教育、福祉、雇用、暴力防止などの様々な政策の恩恵から疎外されていたため、ライフサイクルを通じて基本的権利を保障される機会を奪われてきた。また、差別や暴力の盲点にさらされ、極めて貧しい生活を送っている。

〇　 現在、障害者福祉法をはじめとする既存の法律では、障害のある女性を支援するための政策が不十分であり、これらの女性を支援するための専用の制度もない。2006年12月に成立した「国連障害者権利条約」には、障害のある女性に特化した条文がある。障害者差別禁止法にも障害のある女性に対する差別を禁止する条文が設けられている。それは、障害のある女性の問題が認識され、既存の障害者政策や関連法令をジェンダーの観点から評価する必要性、および障害のある女性のための政策課題を策定する必要性が高まっているからである。しかし、障害のある女性は、いまだにライフサイクルのあらゆる分野で排除され、差別されている。

**障害のある子ども（第7条）**

**国連CRPD**

第7条 障害のある子ども

**課題**

第7条 障害のある子ども

第19条 自立生活と地域社会へのインクルージョン

**質問案**

6. 現在、韓国の障害者活動支援制度は、6歳から65歳までの、障害者福祉法の障害等級1～3の人を支援している。この年齢条件により、子どもや高齢者は支援の対象外となり、条件を満たしていても、長期高齢者療養制度や障害児ケアサービスと比べて支給額が異なるため、十分な自立支援が受けられない。国連障害者権利条約の（訳注　障害者権利委員会の）総括所見でも、活動支援サービスの対象拡大が提案されているが、今後、年齢条件の撤廃と対象拡大の予定があれば教えてください。

**基礎データ**

〇　 障害者活動支援法第5条によれば、関連サービスを受ける資格を有する者は以下の通りである。要約すると、障害等級1～3に分類される重度の障害のある人で、年齢が6歳以上65歳未満であり、同様の給付を受けておらず、福祉施設ではなく地域で生活している人である。

1) 重度の障害のある人で、一人で日常生活や社会生活を送ることができず、大統領令で指定された障害の程度よりも重い障害のある障害のある人。

2) 「高齢者介護保険法」第2条第1項の高齢者に該当しない人で、大統領令で指定された年齢以上の人。ただし、この法律の受益者であったが、65歳以上になって「高齢者介護保険法」の介護給付を受けることができない人で、保健福祉部（訳注　日本の旧厚生省に相当）長官が指定する基準を満たす人は申請できる。

3) 他の類似した給付を受けている人、または「国民基礎生活保障法」第32条で保障された施設に入所している人など、大統領令で指定された場合に該当しない人。

〇　 これらの受給資格については、国連障害者権利委員会が総括所見（final review）の中で、いくつか懸念を表明し、勧告を行っている：委員会は、締約国が人権モデルに基づいた脱施設化戦略を開発し、活動支援サービスを含む支援サービスを拡大するよう勧告した（初回総括所見パラ38-39）。

〇　 韓国の国家人権委員会も、保健福祉部が65歳以上の障害のある人に対して、高齢者介護保険と活動支援サービスのいずれかを選択する権利を保証すべきだと勧告した。しかし、保健福祉部は受給の可能性のある者の範囲を拡大していない。

〇　活動支援サービスを受けてきた障害のある人が65歳以上になると、「高齢者介護保険法」により一律に介護保険受給者になる。しかし介護保険の訪問介護では1日最大4時間の給付となるため、4時間以上の活動支援サービスを受けてきた人の給付額は減少する。障害のある高齢者が十分に自立した生活を送ることができるようにするためには、活動支援サービスか介護保険の選択申請や重複給付の保証など、制度改善が必要である。

〇　 6歳以下の障害のある子どもを対象としたケアサービスがあるが、所得基準により対象者が限定されており、また、活動援助制度に比べてサービス時間が短いため、ケアサービスを利用する場合には日中保護施設の利用待機者となる場合が多い。

〇　 地域での自立支援は、年齢に関係なく平等に行われるべきである。支援制度の年齢基準を廃止する予定があるかどうか、またどのような支援制度を計画しているかを教えてください。

**国連CRPD**

第7条 障害のある子ども

第16条　搾取、暴力および虐待からの自由

**課題**

〇　 「障害児福祉法」実施のための予算確保と支援計画の策定

〇　 避難所の障害のある子どもに関する調査の実施

〇　 家庭内での障害児虐待の調査の実施

〇　 障害に特化した、虐待を受けた子どものための避難所の設置と運営

**質問案**

7. 脱施設化や障害者自立支援政策は、大人を中心に考えられており、子どもや青年を考慮することはほとんどない。地域には、家庭や入所施設における障害児の自立支援システムが必要である。また、障害児の虐待が非常に深刻な問題となっているが、そのための一時的な避難所は1つもない。障害児の在宅・入所施設での自立支援と、児童虐待を受けた障害児の避難所設置の計画を知らせてください。

**基礎データ**

〇　障害者入所施設に入所している障害のある子どもは、児童福祉法で定められている障害のない子どもへの自立支援サービスを受けることができないため、継続して施設に入所することになる。2016年末現在、障害者入所施設は1,505カ所、利用者は30,980人で、そのうち18歳未満の子どもは3,514人、利用者全体の約11％を占めている。しかし、退所準備中の障害児・青年に関する統計データは存在せず、現在の自立支援の状況すら把握できていない。現在、障害児福祉法に規定されている障害児の状況に関する調査は、障害のある人の状況に関する調査に置き換えられているが、それは在宅の障害児に関するものだけである。そのため、入所施設における障害児の状況を調査し、自立支援のための対策を講じる必要がある。

〇　一般的には、障害のない子どもが約9〜10％であるのに対し、障害のある子どもの40％が虐待にさらされていると言われている。韓国では、2015年に2万件の児童虐待の疑いが寄せられ、そのうち約1万件が児童虐待と判断された。障害のある子どもの虐待と判断されたケースは467件で、全体の4％を占めている。しかし、これらの虐待を受けた障害のある子どものための避難所は、全国に一つもない。

**意識の向上（第8条）**

**国連CRPD**

第8条 意識の向上

2. この目的のための措置：

(a）デザインされた効果的な公共意識向上キャンペーンを開始し、維持する。

**課題**

〇　 障害のある人に対する肯定的な認識を広める努力をすること。

**質問案**

8. 委員会は、効果的な啓発のために、条約の内容と目的を体系的かつ継続的に宣伝し、政府職員、国会議員、報道機関、一般市民を対象に研修を行い、障害に対する肯定的なイメージのための啓発キャンペーンを強化することを提案した。これまでの政府の進捗状況と今後の計画を教えてください。

**基礎データ**

〇　 啓発に関しては、国連障害者権利条約（UNCRPD）は、締約国が、国民の意識向上キャンペーンを促進し、幼児期を含むすべての子どもの教育制度のすべてのレベルで障害のある人を尊重する態度を育成し、すべてのメディアにこの条約の目的に合致した形で障害のある人を描写することを奨励し、障害のある人に関する意識向上訓練プログラムを促進すべきであると勧告している（第8条）。

〇　 国連CRPD委員会は、総括所見において、締約国が条約の内容と目的を体系的かつ継続的に宣伝し、公務員、国会議員、報道機関、一般市民に教育すべきであると勧告している（パラ15-16）。

〇　 2016年の障害者福祉法の改正により、小中高生、公的機関、地方公営企業、特殊法人は、少なくとも年1回、障害に関する意識向上を目的とした教育を行うことが義務付けられた。

〇　しかし、ほとんどの教育は講堂で行われ、人々は集まってビデオを見たり、眼鏡をかけたり車いすに乗ったりして障害のある人の気持ちを体験する。あるいは、韓国の国家人権委員会や地域の福祉センター、障害のある人を支援する民間団体などから派遣された人権指導員（human rights instructor）が現地を訪れ、公開教育を行う（12月30日付エイブルニュース参照）。（訳注　<https://ablenews.com/about-able-newspaper/>）

〇　 広報活動は、放送局やメディアを通じて行うことができる。国営放送局の特定の時間帯に意識向上キャンペーンを放送することや、人気番組に障害のある人の出演を義務付けるクオータ制など、より積極的な対策を講じる必要がある。

〇　 障害理解教育については、現在、公的機関や学校で行われている義務的教育の効果を評価し、体系化して、実際の意識を向上させる必要がある。そのためには、教育部、文化スポーツ観光部、保健福祉部が一体となって、障害意識向上教育の教師の育成、教科書の開発、教育方法の多様化などに取り組む必要がある。

〇　 特に、放送コンテンツの作成、講師育成、教科書開発には、障害のある人の参加が保障されるべきである。私たちは、障害のある人に対するポジティブな認識を広め、彼らの権利に関する教育を行う過程で、障害のある人に対する新たな固定観念を作らないように注意する必要がある。どうか「私たちぬきに私たちのことを決めないで」を忘れないでほしい。

**国連CRPD**

第8条 意識向上

**課題**

〇　 障害者権利条約の周知徹底が図られていないこと、障害の種類や程度、ジェンダーを反映した意識向上プログラムがないこと、障害意識向上に関する障害のある人の活動が行われていないこと。

〇　 障害者権利条約の効果的な広報活動の推進、障害の種類や程度、ジェンダーを考慮した障害に関する意識の向上、障害意識向上に関する障害のある人の活動の再活性化のための方策を提案する。

**質問案**

9. 障害の種類、障害の重さ、性別、年齢を考慮した障害者理解に関するプログラムの企画、実行、評価への障害のある人の参加について、また、障害のある女性、障害児、障害高齢者など様々な障害者グループの多様な特性や意見が、障害者理解の研修やプログラムに生かされているかどうかについて、これまでの政府の進捗状況と今後の計画を教えてください。

**基礎データ**

〇　 保健福祉部と韓国障害者開発院が、障害者法の年間実施状況を把握するために1,000人を対象に実施した電話調査によると、韓国で障害のある人に対する差別の存在を感じている人の割合は、2013年が56.5%、2014年が60.7%、2015年が60.0%であった。今回の障害者福祉法の改正では、国や地方自治体の障害意識向上教育への取り組み、教育内容、教育提供者などの内容が盛り込まれ、障害意識向上教育の法的根拠となった。現在、国立リハビリテーションセンター、国家人権委員会などの政府機関、韓国障害者雇用サービスなどの公的機関、韓国脊髄損傷者協会、韓国障害者雇用保障協会などの障害関係団体、そして社会的企業などが、市民、公務員、学生を対象に障害意識向上教育を行っている。

〇　 しかし、国立リハビリテーションセンターの障害意識向上教育の内容は、障害体験や障害予防を含んでいたり、身体障害や視覚障害が中心で、障害のある人の権利が含まれていなかったりする。このように、障害意識に関する教育プログラムでは、様々な障害の種類や特徴を反映した政策やプログラムが活性化されていない。特に、女性や子ども、高齢者など、重複した差別を受けている障害のある人に関する意識を向上させるためのプログラムはほとんどない。

〇　 国立リハビリテーションセンターで障害意識向上教育の講師を務めるのは、主に身体障害者である。また、発達障害者が障害意識向上教育の講師をしているケースは、韓国発達障害者家族院の発達障害者の劇団「素晴らしい仲間たち」が小学生に障害意識向上教育を行っているケースを除き、ほとんどない。政府は、障害のある人が行う教育の効果の大きさを考慮して、障害のある人を講師として登用するなど、効果的な障害意識向上教育のための施策を体系的に計画し、早急に実施すべきである。

〇　 さらに、年内に完成予定の第4次障害者総合政策計画では、一般の学校生徒を対象とした障害理解教育（年2回）、小中学生を対象とした「大韓民国1級」と障害意識向上イベント（それぞれ年1回）など、限られた障害意識向上プログラムしか盛り込まれておらず、このようなプログラムしか提供されていない。これでは、教育者中心の場当たり的な教育プログラムであり、現実には障害意識の向上には不十分である。

〇　 障害者権利条約を批准して以来、政府は、行政機関の公務員、国会議員、メディア、一般市民に対して、同条約の目的や内容を継続的に広報・啓発してはいない。その結果、法律や政府の政策が制定されても、条約の内容や精神が反映されない。裁判所では、障害者権利条約に関する研修を行っているが、1回限りの場合が多く、障害者差別に関連する裁判の過程で条約の内容を十分に盛り込むことができていない。

**アクセシビリティ（第9条）**

**国連CRPD**

第9条 アクセシビリティ

**課題**

「障害者、高齢者及び妊産婦の利便の増進に関する法律」（以下、「利便増進法」という）で指定された建築物のアクセシビリティの基準は、建築法施行令で定められた様々な用途のうち、限られた部分にしか障害のある人のアクセスを認めていない。また、小規模な近隣利便施設、一般的な問い合わせセンター、余暇・文化施設、自動車での移動に必須であるガソリンスタンドなどへの立ち入りが妨げられている（訳注　アクセシビリティの基準の義務の対象となっていない、という意味と思われる）ため、住宅地周辺での日常生活が著しく阻害されているのが現状である。

**質問案**

10. 現行の利便増進法では、アクセシビリティ基準の対象となる施設は対象による規程（アクセシビリティ基準の対象となる施設）となっている。これを除外による規程（アクセシビリティ基準から除外された施設を除き、特定されていないすべての施設を含む）に変更する計画があれば教えてください。 目的、建築、規模にかかわらず、すべての建築物に障害のある人用のアクセシビリティ基準を適用する計画があれば教えてください。

**基礎データ**

〇　 建築法施行令で指定された建築物の用途は、状況の変化に応じて変更・追加されてきたが、利便増進法はその変化に対応していない。そのため、従来は立ち入ることができた建物や施設が除外され、その結果、障害のある人のアクセシビリティは強化されるどころか後退し、重大な権利侵害となっている。例えば、建築法では既存の寮を複数の居住者の住宅と寮に分けているが、利便増進法では既存の寮の概念を維持しているため、アクセス可能な建物や施設から除外されている。

〇　 障害のある人の日常生活は障害のない人と同じであり、公共施設であるか否か、面積の広さ、建設時期などにかかわらない。しかし障害のある人にはアクセス基準が制限されているため、公共施設や広いスペースのある場所、最近建設された建物にしかアクセスできない。これは、障害のある人の日常生活に深刻な差別をもたらし、生活の質の向上に大きな影響を与える。

〇　 建物の用途によって、駐車場がなかったり、障害のある人用のトイレがなかったりすることは、物理的空間における障害者差別を禁止することを目的とした「利便増進法」の制定趣旨に反する。(例えば、スポーツ施設のトイレでは、障害のある人が使用できるような小便器の設置が義務付けられているが、大便器は義務付けられていない)

**危険な状況と人道的緊急事態(第11条)**

**国連CRPD**

第11条　危険な状況と人道的緊急事態

**課題**

災害の状況における障害のある人の安全のためのシステム

**質問案**

11. あらゆる状況、あらゆる種類の障害に対するインクルーシブな災害安全対策があるかどうか、また障害に関連した安全計画、訓練、災害対策マニュアル、避難へのアクセシビリティ、フォローアップ支援制度、担当部署、関連する法制度について教えてください。

**基礎データ**

〇　 国連障害者権利委員会の初回勧告

委員会は、自然災害を含む緊急事態に備えて、あらゆる種類の障害のある人がアクセスできるように設計された具体的な戦略がないという事実に懸念を抱いている。特に、「建築法施行令」や「障害者、高齢者及び妊婦の利便性の増進に関する法律」に、障害のある人の避難システムが含まれていないことを懸念する。

韓国は、自然災害を含む危険な状況において、障害のある人がその障害に配慮して安全に保護され、災害リスク軽減政策とその実施のすべての段階で、普遍的なアクセシビリティと障害のある人のインクルージョンが確保されるような包括的な計画を採用し、実施すべきであると勧告している。

〇　障害のある人の安全対策に関する調査

まず、「障害者の災害安全体制の診断・改善」については、予防・準備の段階では、「障害者の安全福祉が不十分であることに関する障害者の危険要因の診断・改善」が、障害のある人・ない人を含めて17.0％を占め、最優先課題として認識されている。課題の改善については、障害のない人が平常時の訓練を重要視しているのに対し、障害のある人は意識改革、障害のある人向けの効果的な防災グッズの開発、老朽化した建物がもたらす危険の予防と備え、障害のある人が住んでいるかどうかの居住確認、救助・避難計画など、瞬時に自立した対応ができる施策を重要な改善課題と考えていた。一方、障害のない人からは、障害種別に特化したレスキュー隊員を育成し、災害対応訓練と防災を障害のある人とない人に分けずに一体的に実施すべきだという意見が出された。また、障害のある人向けのマニュアルを、障害の種類ごとに個別化して再編成する必要があるという意見もあった。総じて、障害のある人とない人が一体となった対応システムの必要性を強調する傾向があった。

災害対応段階では、「災害時の障害者の災害対応体制の不備」については、「災害時における管制塔の権限・責任の強化と役割分担」が優先課題とされた。また「障害専門の救護員や機材の不足」については、「障害専門の救護員の育成」と「災害用機材の調達」が、それぞれ26.5％の同率で回答された。次いで、「標準的な災害対応システムがない」という課題について、「標準的な災害対応システムの整備」が少し低く25.0%であった。このほかにもさまざまな意見があった。障害のある人からは、災害に備えた目的を定めた対応策（夜間巡回サービス、障害のある人専用の部署の必要性など）が強調された。障害のない人からは、災害時の救援体制の構築（実効性のある対策、災害に備えた安全設備や救援物資の調達、有機的な連携と一元的な管制塔の必要性、災害と各種障害のマニュアルの作成、関連人材制度の整備）が強調された。障害のある人からは、一人ひとりに直接対応する制度の必要性が主張され、障害のない人からは、日常生活で起こりうる災害や安全事故の際に、障害のある人を救出するための現実的な対策が提案された。両者の優先順位は異なるようであるが、最終的な目標は、災害や安全事故の際に人命の損失を最小限に抑えることである。

復旧段階に関しては、「被災した障害のある人の避難所や仮設住宅の対応体制の不備と機能向上」について、「被災した障害のある人への対応体制の強化と法定化」と回答した人が47.0％と最も多かった。その他の意見として、障害のある人からは「災害弱者が容易に利用できる災害救援施設の必要性」や「災害時の仮設住宅支援の必要性」が提案された。障害のない人からは、いくつかの意見が出された。障害のある人への保険補償の根拠を示し、迅速な対応を可能にする施策が必要であるとした。補償の重複や漏れを防ぐための工夫が必要だとした。また、災害救助のための避難所、災害関連物資のテスト、関連する罰則、マンパワー管理システムなどが必要であると提案した。

次に、「障害のある人の災害安全に関する政府・地方自治体の役割」については、「法律・政策」が29.7％と最も高く、次いで「災害対応システムの標準化」26.3％、「安全施設への投資」23.8％となっている。しかし、障害のある人は「法律・政策」（30.9％）を最も重視し、障害のない人は「災害対応システムの標準化」(29.1％)を最も重視、全体の回答とは若干の差を見せ、異なる結果となった。この結果は、障害のある人はまだ災害関連の法律や政策が不十分であると考えているのに対し、障害のない人は関連の法律や政策はある程度整備されていると考えているため、次のステップとして災害対応システムの標準化を優先しなければならないと考えていることを表している。また、「障害のある人の災害安全システムの診断と改善」の項と同様、災害時の避難施設や避難のための支援物資についての意見を反映して、「安全施設への投資」を2番目の優先事項としている。安全面で脆弱な障害のある人にとっては、自分で、あるいは支援者の助けを借りて、直接避難するための安全施設への投資がより重要である。

第3に、「障害のある人の総合的な災害安全対策の分類と課題」については、「障害のある人に特化した防災部門の必要性」について92.3％の回答者が「はい」と答えており、非常に高い割合となっている。さらに、障害のある人もない人もそれぞれ回答者の93.2%が「はい」と答え、全体の回答率と同じであった。これはどちらのグループも「障害のある人に特化した災害安全部門の必要性」に同意していることを示している。また、「障害のある人に特化した災害安全部門の規模」については、行政安全部（Ministry of Public Safety and Security）に属する場合、「障害者災害安全局」が39.8％、次いで「安全弱者統合局」（38.8％）、「障害者災害安全室」（20.4％）の順となっている。しかし、障害のある人とない人を分けて見ると、障害のない人は「障害者災害安全局」(40.9%)よりも「安全弱者総合局」(45.5%)を重視しており、全回答者や障害のある人の意見とは異なる結果となった。障害のない人では、障害のある人と同様に高齢者や子どもも災害弱者であるため、統合部署の設置が望ましいと考えていたようである。なお、障害のある人もない人も、規模の点では「室」（office）よりも「局」（bureau）を重視していた。

**法の前での平等（第12条）**

**国連CRPD**

第12条 法の前での平等

**課題**

韓国では現在、意思決定支援制度を推奨するCRPDの方向性に反して成年後見制度が実施されているが、これは意思決定代行制度に近いものである。そこで、CRPDの意図にふさわしい意思決定支援制度への変更を強く求めたい。

**質問案**

12. 国連障害者権利委員会は、韓国が代替意思決定の代わりに支援つき意思決定を実行すべきであると提案した。また、医療についての事前の同意・撤回、司法アクセス、投票、結婚、雇用、住所地の選択に関する個人の権利について、個人の自発性、決意、嗜好を尊重し、条約第12条と一般的意見第1号を満たす支援つき意思決定に転換するよう提案している。どのような行動がとられたのか、また今後支援された意思決定システムを実行するための計画を説明してください。

**基礎データ**

〇　 障害者権利条約第12条は、障害のある人の法的能力が完全なものであることを認め、締約国が意思決定支援制度を設置することを勧告している。しかし、韓国政府は、改正民法により成年後見制度を実施している。この制度によると、病気、障害、老齢その他の理由による精神的制約のために管理能力が継続的に欠如している人は、障害のある人の財産および個人的な事柄（例えば、入院、退院、入会、解雇など）に関して意思決定権を行使できる後見人を持つことが義務付けられている。

〇　 韓国では、発達障害者や精神病者を含む精神障害者が、意思決定能力を判断するための調査や合理的な手続きがないにもかかわらず、正当な理由なく金融機関や公的機関から後見人の同行を命じられるケースがある。これは、精神障害者に対する差別行為である。このような場合、後見人が障害のある人に代わって意思決定の一部のみを行うことができる限定後見（limited guardianship）と、特定の意思決定行為のみを後見人が行うことができる特定後見（specific guardianship）がある。いずれの制度も、原則として、障害を理由に本人の法的能力を制限し、意思決定を代替するものであり、障害者権利条約第12条に明らかに違反している。

〇　 政府は、成年後見制度が障害のある人の残存能力を最大限に発揮できる制度であると宣伝しているが、実際には、障害のある人が法的能力を行使できるのは、「日用品の購入など日常生活に必要な法律行為で、その結果が大きくならないもの」に限られている。それ以外のすべての法律行為は、後見人が本人に代わって行う。 被後見人と決定されると、婚約、結婚、離婚は成年後見人の同意が必要で、また成年後見人はこれを取り消すことができる。さらに、「無能力者」（incompetent）（訳註　日本の「禁治産者」に相当するものか？）から成年後見制度を受ける被後見人に肩書が変わるだけで、政治的権利は制限されたままである。例えば、選挙に参加する権利は与えられない。

第9条(成年後見開始の審判)

(1)　家庭裁判所は、病気、障害、老齢その他の事由による精神的制約のために管理能力を欠く状態が継続している者について、本人、配偶者、いとこ以上の近親者、未成年後見人、未成年後見監督人、限定後見人、限定後見監督人、特定後見人、特定後見監督人、検察官又は地方公共団体の長の請求により、成年後見開始の審判をする。

(2)　家庭裁判所は、成年後見の開始の審判をするときは、本人の意思を考慮しなければならない。

第10条（被成年後見人の行為とその取消し）

(1）　被成年後見人の法律行為は、取り消すことができる。

(2）　第1項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、被成年後見人が行うことができ、かつ、取り消すことができない法律行為の範囲を定めることができる。

(3)　家庭裁判所は、本人、配偶者、いとこ以上の近親者、未成年後見人、未成年後見監督人、検察官又は地方公共団体の長の請求により、第2項の規定の範囲を変更することができる。

(4)　 (1)項にかかわらず、日用品の購入など日常生活に必要な法律行為で、その結果が大きくないものは、成年後見人が取り消すことはできない。

**司法へのアクセス（第13条）**

**国連CRPD**

第13条 司法へのアクセス

**課題**

〇　 CRPD（委員会）は、締約国に対し、障害者差別禁止法第26条の効果的な実施と司法アクセスの強化のために、警察官、裁判官、弁護士、司法職員への研修プログラムと、ジェンダーに配慮した公正な配慮を提供すべきであると勧告した。

〇　 しかし、司法機関の障害に対する認識はまだ低く、法律支援のガイドラインは法的拘束力を持たない勧告に過ぎないため、障害のある人の司法アクセスは劣悪な状態にある。そのため、障害のある人の司法アクセスを促進するための施策を講じることを強く求めたい。

**質問案**

13. 障害のある人の司法アクセスに関する提案（障害者差別禁止法第26条の効果的な実施のための取り組み、警察官・裁判官・弁護士・司法職員に対する研修プログラム、ジェンダーの観点からの司法アクセスに関する正当な便宜、および、障害者司法支援ガイドラインに書かれている司法アクセスの立法化のためのその他の取り組み）についての進捗状況を説明してください。

**基礎データ**

〇　 障害者差別禁止法（以下、障害者法）第26条では、障害のある人が司法手続を利用するためには、正当な配慮を図る必要があるとされているが、司法機関は、障害の種類や程度、ジェンダーに応じた適切な合理的配慮を供給していない。2013年、裁判所は、障害のある人の司法アクセスを促進する試みとして、障害者支援団体の意見を反映した「障害のある人のための司法支援ガイドライン」を作成した。しかし、このガイドラインは教育資料に近く、法的拘束力はない。障害のある人の司法アクセスを確保するための現実的な措置は、まだ不十分である。

〇　 司法機関で働く人たちは、障害のある人の人権や障害認定についての理解が浅い。法務部は、障害者権利条約や障害者法に関する研修を行っているが、定期的かつ長期的な教育ではなく、単発的な研修である。そのため、十分な教育や訓練を受けていない。捜査の過程でさえ、捜査官による障害のある人への人権侵害が後を絶たない。例えば、発達障害者の捜査に信頼関係のある人を同行させなかったり、閉ざされた回答の質問をして障害のある人に関する事件の真相を解明せずに報告書を作成したりしている。

事例1）脳に障害があり、会話に著しい支障がある人が、裁判所に対して、本人の活動支援者のコミュニケーションのための同行を求めたが、裁判官はこれを拒否した。裁判官は、裁判所が指定した人だけが法廷に同伴できると主張し、その人に法廷での手助けをさせた。しかし、本人は障害のある人の言っていることを理解できず、結局活動支援者がコミュニケーションの手伝いをした。

事例2）知的障害者が、内縁の父親から5年間にわたり、預金通帳、印鑑、身分証明書を奪われていた。内縁の父親は、障害のある人のお金を勝手に使っていた。当事者は、障害者支援団体を通じて告訴したが、担当警察官は、民事訴訟で解決するようにと言って、告訴状を受理しなかった。さらに、当事者が意見を言っても無視し、当事者から長い間離れていた父親を呼び出して手続きを説明した。このような対応は、基本的に知的障害のある人の意思決定権を侵害するものである。

**自由と安全（第14条）**

**国連CRPD**

第14条 自由と安全

**課題**

自由の剥奪や収容施設への入所を防止し、公正な裁判と正当な手続きを確保すること。

**質問案**

14. 国連障害者権利委員会は、旧精神保健法が障害による自由の剥奪を前提としており、自由意思による事前の同意なしに精神障害者の入院（長期入院を含む）が行われる可能性が非常に高いことに懸念を表明した。現行の精神保健福祉法は、これらの問題をどのように是正したのか説明してください。

15. 2017年に施行された改正精神保健福祉法でも、2人の医師の正式な同意と都合のよい対応をしてくれる行政があれば強制入院は可能である。 CRPDが要求する強制入院の完全な廃止を保証するための、より明確で達成可能な方法を紹介してください。

**基礎データ**

〇　 改正された「精神保健福祉法」では、依然として精神病者の非自発的な入院を認めている。精神科病院で行われている長期入院や強制的な処置の問題は非常に深刻である。国連障害者権利委員会は、改正前の「精神保健法」の入所に関する条項に懸念を表明した。また、精神障害以外の障害のある人についても、本人の同意なく施設に入所させられることが多いことに懸念を示した。

〇　 政府は、精神科病院や障害者施設に障害のある人が強制的に収容されているかどうかを調査し、救済手続きを確立すべきであり、その手続きは障害のある人の異議申し立てを保証するものでなければならない。

〇　 韓国には「医療保護法」がある。この法は、精神疾患・精神障害（mental disorders or disabilities）、性的障害（訳注 性的変質者のことかと思われる）の状態で罪を犯し、再犯の危険性があり、特別な教育や改善、治療を必要とする人を、適切な保護と治療によって再犯から防ぎ、社会復帰させるために考案されたものである。刑法第10条の精神障害者で、禁固刑以上の罪を犯した者は、治療と保護の対象となる。治療と保護の判決を受けた者は、司法精神医学施設に収容され、治療を受ける。精神障害者の場合、収容期間は15年を超えてはならない。医療と保護の手続きが、刑事事件ほど厳格に保証されているとは言えない。このため障害のある人が治療のために投獄されることもある。

**搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）**

**地域社会での自立した生活（第19条）**

**国連 CRPD**

第19条　地域社会での自立した生活

**課題**

〇　 CRPDは、すべての障害のある人が地域社会で生活する平等な権利を認め、締約国に対し、障害のある人がこの権利を完全に享受し、地域社会への完全な包摂と参加を促進するために、効果的かつ適切な措置をとることを求めている。

〇　 この意味で、締約国は、脱施設化による障害のある人の地域での自立した生活への支援を強化することを目的とした政策を実施し、施設重視の政策を拒否すべきである。しかし、依然として、地域社会への包摂のための政策ではなく、施設指向の政策を維持している。

〇　 活動支援サービスの場合、控除が所得に応じているため、サービスのコストが高い。さらに、活動支援員の待遇は悪く、活動支援用の予算の一部は毎年使い残されている。活動支援サービスは、障害のある人の地域社会への参加の向上に必要なものであり、サービスを向上させる対策が必要である。

〇　 文在寅政権は、国家政策トップ100の一つである障害者政策の基本として、「障害等級制度と支援義務制度の段階的廃止による障害者統合支援制度」を発表した。特に「脱施設化を含む障害のある人の地域定着のための環境整備」を国政課題として取り上げ、CRPD第19条の実現に向けた戦略を明らかにした。

**質問案**

19. 障害等級ではなく、障害のある人の希望・特性・状況に応じてサービスを提供する障害福祉サービス決定制度が試行段階にありますが、その詳細は障害のある人本人には公開されていない。このシステムは、どのようにして希望や特性、状況に応じてサービスを決定できるのか説明してください。

20. 施設を退所した障害のある人の数とその現状を報告してください。また、施設から出た人や重度障害のある人の地域での定着を支援する環境づくりも非常に重要である。そのための具体的な計画が政府や地方自治体にあるかどうか説明してください。

21. 障害者活動支援サービスをはじめとする地域内の障害者支援マンパワーと、マンパワーの拡大やサービス提供者の専門性確保のための政府の取り組みについて説明してください。

22. 改正された精神保健福祉法の下で、施設を出た精神障害のある人を迅速に統合する計画について説明してください。

**基礎データ**

〇　 現行法では、障害のある人の脱施設化権に関する明確な規定はないが、この権利を確保するための国家的義務を導き出すことができる十分な法的根拠がある。憲法第10条の解釈、人間の尊厳・価値・幸福を追求する権利、その他の基本的な権利がそれを保証している。

〇　 障害者福祉の基本理念が、障害のある人の社会参加による社会的包摂にあるので（障害者福祉法第3条）、障害のある人の人間らしい生活の真の意味は、施設の中ではなく、その社会参加を通じて獲得できるものである。

〇　 したがって、「脱施設と自立生活」の実践による障害のある人の地域社会への定着は、彼らが社会の一員として政治・経済・社会・文化などあらゆる分野の活動に参加するための必要な前提条件となる（同法第4条）。また、施設ではなく地域で生活することを決断する権利の表明でもある。

〇　 2017年の4月24日、国家人権委員会は、第19代大統領の就任に伴い、次期政府の10の人権課題を発表した。委員会は、障害のある人の主要な人権課題として、「障害のある人を社会に統合し、自立生活のための基盤を強化する問題を中心に、『脱施設化と個人の希望』を考慮して、障害のある人の地域での自立生活のための支援を強化すること」を取り上げた。

〇　 韓国障害者人権フォーラムの下の障害者政策モニタリングセンターによると、2016年の地方自治体の平均障害関連予算は、障害者施設（32.98％）、所得保障（24.86％）、自立生活（19.74％）、医学的リハビリテーション（9.21％）、移動利便性（6.45％）の順に配分されている。総予算の3分の1が障害者施設に割り当てられており、そのうち生活施設が65.17％、福祉センターなどの地域施設が26.6％、職業生活施設が8.13％と、生活施設の予算が圧倒的に多い。特に、生活施設の予算は過去3年間で34.96%増加しているが、同時期の自立生活の予算の増加率は18.69%に過ぎない。これは、韓国の障害者政策が依然として施設重視であることを示している。障害のある人の生活施設と重度障害者の介護施設は、施設全体の88.3％、利用者全体の88.5％を占めている。この統計から、知的障害や重度障害のある人は施設への入所率が高いことがわかる。

〇　 韓国国家人権委員会が2012年に113の生活施設と729人を対象に実施した「自立生活に対する障害のある人のニーズに関する調査」によると、57.5%の障害のある人が自立を望んでいる。しかし、自立生活のための住宅支援、所得保障、医療支援などの政策や、体系的な権利擁護システムがないため、自立生活を希望する人でもあきらめなければならない。特に、精神障害者（発達障害者、精神障害者）の特性を反映した地域統合政策はほとんどない。

〇　 脱施設化のための支援基金の拡充、体験ホームや自立ホームなどの移行サービスの確保、継続的・安定的な居住支援サービスの確立、関連情報の提供やサービスの利用につなげる支援者の養成など、脱施設化と自立生活のための体系的な支援体制の構築が必要である。

〇　 このサービスは、障害のある人の日常生活や労働に必要な活動を支援し、社会的包摂を促進することを目的としている。しかし、利用資格が1～3級の障害のある人に限定されており、主な利用者が身体障害者や脳に損傷がある人であることから、視覚障害や聴覚障害などの感覚障害のある人や、発達障害、知的障害、精神障害などのある人にとっては、かなりの不利益がある。また、障害の種類や程度、ジェンダーなどに応じて個々に適切な障害者支援を行う支援者の養成は、民間団体が行っているが、カリキュラムの内容がバラバラであったり、一部の内容が省略されていたりと、体系的で専門的な研修が行われていないことが、質の高い人材を育成する上での障壁となっている。また、活動支援者の待遇は、その労働集約度を考えると非常に低いものである。

**個人的な移動手段（第20条）**

**国連CRPD**

第20条 個人的な移動手段

**課題**

〇　 道路、交通手段、旅客施設にアクセスするための移動の権利を確保する。

〇　「移動困難者の交通の利便性の増進に関する法律」（以下、モビリティ法）では、交通手段や旅客施設の移動利便設備の設置基準が定められており、第12条では、基準を管理・監督するための「基準適合審査制度」が定められている。しかし、この制度はほとんど運用されていない。また、障害のある人の移動の権利の一部としての道路利用（歩道を含む）の重要性は軽視できないが、その管理・監督体制はない。

**質問案**

23. 「移動困難者の交通の利便性の増進に関する法律」第10条に基づき、国や地方自治体は、許可・認可・承認に際して、交通機関や旅客施設が交通手段の基準を満たしているかどうかを判断する「適合性評価」を実施する計画を、策定しなければならない。また、道路（歩道を含む）については、「適合性評価」の制度がないので、「適合性評価」を導入・実施する予定があれば教えてください。

**基礎データ**

〇　 モビリティ法第9条では、交通事業者や道路管理者が、交通手段、旅客施設、道路（歩道を含む）を設置したり、それらの主要部分を変更したりする場合には、同法第10条に基づき、移動利便設備を設置することが定められている。

〇　 船舶や航空機などの輸送手段の導入、旅客施設や道路（歩道を含む）の設置、それらの主要部分の変更は頻繁に行われている。しかし、法施行から10年が経過しているにもかかわらず、移動利便設備の設置に関しては、第18条に基づく歩行者優先区域の指定のために考案された実証事業と、法第25条に基づく実態調査を除き、法は施行されていない。

〇　 建物を建設する場合には、歩道の補修・維持管理を行うことがほぼ義務づけられている。しかし、モビリティ法の第10条が適用されていないため、移動利便設備の設置基準が無視されている。

〇　 港湾の場合、貨物の輸出入を行う貿易港と、船舶を利用する旅客のための沿岸港の2種類の港のうち、前者にのみ移動利便設備の設置が義務付けられている。

**表現の自由と情報へのアクセス（第21条）**

**国連CRPD**

第9条 アクセシビリティ

第21条 表現の自由と情報へのアクセス

**課題**

オンライン、モバイル、その他のツールを通じた障害のある人の情報へのアクセスの促進。

**質問案**

24. ウェブ、モバイル、その他のIT機器へのアクセシビリティはまだ不十分である。国連障害者権利委員会は、韓国政府に修正を提案した。政府が障害者差別禁止法などの政策をどのように修正したか紹介してください。

25. 委員会は、政府に対し、障害のある人の情報アクセスに関する規則に放送番組の質的基準を盛り込み、手話言語、字幕、通訳、理解しやすい内容のアクセシブルな情報を提供するよう提案した。これまでの進捗状況を説明してください。

**基礎データ**

〇　 国連障害者権利委員会が韓国政府の審査を経て発表した総括所見では、「多くのウェブサイトは依然として視覚障害者がアクセスできず、聴覚障害、視覚障害、精神障害などの各障害に対するウェブ・アクセシビリティが完全には実現されていない」ことに懸念を表明し、「関連する法律を改正し、視覚障害者やその他の障害のある人がスマートフォンにアクセスできるようにすることにより、すべての障害のある人が他の人と平等にインターネット上の情報にアクセスできるようにすべきである」と勧告している。(国連障害者権利委員会の総括所見17-18)

〇　 公的な場における障害のある人のウェブ・アクセシビリティは向上しているが、委員会が懸念していたように、民間の場における障害のある人のウェブ・アクセシビリティはまだ保証されていない。

〇　民間のウェブ・アクセシビリティもまた、深刻な状況にある。韓国盲人連合が行った調査（2017年）によると、韓国のショッピングモールのうち、視覚障害者が利用できるのは10のうち1つだけである。

〇　 モバイル・アクセシビリティの状況は、ウェブ・アクセシビリティの状況と変わらない。特にモバイル・アクセシビリティの場合、視覚障害者だけでなく、聴覚障害や上肢障害のある人など、ほとんどの障害のある人がシステムの利用に困難を感じている。しかし、制度的な対策はまだ取られていない。

〇　 障害者差別禁止法では、情報アクセスに関する差別の規定の中に、モバイルへのアクセスに関する差別は含まれていない。国家情報化枠組み法に基づくウェブコンテンツ指針も、公的機関に対する勧告であるため効果がない。

〇　 国連の障害者権利条約を遵守するために、障害者差別禁止法は、ウェブ・アクセシビリティを促進し、モバイルを含む情報技術に関する差別を防止する措置を含む形で改訂されるべきである。

**家庭と家族の尊重（第23条）**

**国連CRPD**

第23条 家庭と家族の尊重

**課題**

〇　 CRPD第23条は、締約国が、障害のある人とその家族、および障害のある子どもの家庭生活に関する権利を平等に保護・確保するために、結婚、家族、親権、家族関係に関するあらゆる事項において、障害のある人に対する差別を撤廃するための措置をとることを勧告している。

〇　 韓国は、2014年の第1回の国の報告において、障害のある人が他の人と平等に配偶者を選択する権利、家族を形成する権利、家庭における障害のある子どもの保護、障害のある家族の保護とその権利の尊重を確保するための法的措置を講じることにより、23条を実施したと主張した。しかし、CRPD委員会は、『障害のある子どもの家族に提供される支援サービスが、重度の障害のある人が属する低所得者に限定されている』ことに懸念を表明し、我が国が、障害のある子どもが家族と共に地域社会に参加する権利について法的枠組みを提供し、包括的な政策を実施すべきであると勧告した。

〇　 韓国では、2014年の第1回の国の報告での主張にもかかわらず、障害者家族への支援サービスは重度の障害のある低所得家族に限定されており、障害のある子どもの元の家族よりも障害児を養子にした家族に多くの補助金や給付金が与えられているため、元の家族が障害児を捨てることを助長している。これは、「国連・子どもの権利条約」や「国際養子縁組に関する子どもの保護及び協力に関するハーグ条約」の原籍保護の原則に反するものであり、障害者権利条約第23条3項に違反している。

〇　 2014年に実施された「障害者実態調査」によると、障害のある女性は、家事ヘルパー（12.8％）、育児（11.7％）、出産費用（11.7％）などのサービスを切実に必要としている。現在、障害のある女性の妊娠・出産については、保健福祉部から子ども1人につき100万ウォンが支給されるほか、各自治体の関連条例に基づいて出産費用の支援が行われているが、子育てに関する支援はない。保健福祉部の出産支援については、広報や申請手続きが不十分なため、昨年出産した2,027人の障害のある女性のうち、1,160人（57.2％）しかサービスを受けられなかった。

**質問案**

26. CRPD委員会は、政府が「障害児の養子縁組をした家族に実家の家族よりも大きな補助金や給付を支給し、それによって未婚の母親に障害児を捨てるよう促し、障害児の家族の権利を否定している」ことや、障害児の家族支援サービスが重度の障害児を持つ低所得者の家庭に限定されていることを懸念し、法制度の改正による第23条の実行を提案している。第23条の提案にどのように従うのか説明してください。

27. 発達障害者の家族のための通所支援サービスが、障害のある人の家族の願望や、発達障害者の親や家族の情報やサービスに基づいて、実際にどのように設計され、実行されているのか説明してください。

**基礎データ**

〇　 韓国政府は、第23条の家庭と家族の尊重を遵守していることを証明するために、「健康家族法」の第4章第21条、「母子保健法」、「児童福祉法」、「養子縁組の促進及び手続きに関する特別法」（1995年1月及び2005年3月改正）、「障害者福祉法」、「障害者差別禁止及び権利救済法」を引用した。

〇　 CRPD委員会は、次の事実について懸念を表明した。①障害のある子どもの家族に対する支援サービスが、重度の障害のある低所得家族のみに限定されていること、②障害児の元の家族よりも、障害のある子どもを養子にした家族に多くの補助金や給付が支給されているため、元の家族、特に複雑なスティグマに直面しているシングルマザーが障害児を見捨てることになり、結果的に障害のある子どもの家族に対する権利が否定されていること、について懸念を表明した。

〇　 さらに、CRPD委員会は、我が国の政府が以下の目的の法的枠組みを提供し、包括的な政策を実施すべきであると勧告した。①シングルマザーを含む障害のある子どもの親が、家族の中で障害のある子どもを育てることを支援すること、②障害のある子どもの家族に対する権利と、障害のない子どもと平等に地域社会に参加する権利を確保すること。

〇　 発達障害のある子どもの親が発達障害のある子どもの世話に要する時間は、発達障害のある子ども全体では1,350時間、自閉症のある子どもでは2,370時間である。しかし、障害児育成支援事業の一環であるケア支援サービスは、年間480時間しか提供されず、1級から3級までの重度の障害のある子どもで、年収が全国平均世帯年収の100％未満の家庭のみがサービスを受けることができる。障害のある人の家族の意向ではなく、医学的に定められた障害等級に基づいてサービスが提供されており、提供されるサービスの量も絶対的に不足している。また、障害のある子どもに特化したケアサービスであるにもかかわらず、ケアワーカーの平均月給は最低賃金を下回る60万9,474ウォンにとどまっている。そのため、ケアサービスの質を確保できない。

〇　 障害のある女性の25.7％は、一般病院での診察が身体的・心理的に負担となるため、定期的な妊婦検診を受けずに出産していることが明らかになった。また、45.6％の人が「人に勧められて人工妊娠中絶をした」と回答している。特に、知的障害のある人や精神障害のある人で中絶した人は，100%が他人の指示に従っての中絶であり、これは「障害のある人が子どもの数および出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利」を侵害している。

**教育(24条)**

**国連CRPD**

第24条 教育

**課題**

障害のない人と平等に教育を受ける権利の確保

**質問案**

28. 国連障害者権利条約と総括所見では、障害のある人のための統合教育が提案されているが、韓国の特殊教育は統合教育への移行が依然として進んでいない。韓国政府は、障害のある人の統合教育に関する政策をどのように展開していくのか説明してください。また、統合教育の効果をどのように研究しているのか、統合教育の公正な便宜を図るための取り組みをどのように見直しているのか、一般学校の教員や管理者をどのように研修しているのか、総括所見で提案された点について説明してください。（訳注　inclusive education(インクルーシブ教育)と書くべきところを、韓国語を英訳する段階で、integrated education(統合教育)としてしまったものと思われる。）

**基礎データ**

〇　 障害者権利条約では、「締約国は、あらゆる段階及び生涯学習における包括的な教育制度を確保しなければならない」（第24条1）とされている。国連の委員会は総括所見で、障害のある生徒が希望に合った教育を受けていないと懸念を示し、インクルーシブ教育のための実践的な内容を勧告した。

〇　 したがって、韓国政府には、総括所見で示された以下の3つの勧告に応えてもらいたい。

1) 総括所見で勧告されたインクルーシブ教育の有効性に関する調査を行うこと。

2) インクルーシブ教育分野における公正な配慮（特に教室での支援機器の提供を含む、アクセス可能で適切に修正された教材やカリキュラム）の提供に努めること。

3) 一般の学校の教師や管理者に対する研修の強化。

〇　 障害のある人のための特殊学校の設立は、設立に反対する住民と障害のある生徒の保護者との対立が激化し、社会問題となった。NIMBY（Not In My Backyard我が家の裏には御免）現象を批判し、障害のある人の教育を受ける権利の保障を主張する世論に支えられ、ソウル市教育庁は、問題解決のためにすべての自治区に特殊学校を設置すると発表した（聯合ニュース、2017年10月3日）。確かに、2時間以上かかる特殊学校への通学問題を解決し、NIMBY現象に対処するための代替策である。

〇　 しかし、この措置は、障害のある生徒の分離教育を拡大することにもなりえる。したがって、障害のある人の社会参加の要求や国連条約に定められたインクルーシブ教育の拡大に対応する問題と、障害のある人の要望に沿って教育政策を方向付ける問題について、社会的な議論を経る必要がある。

〇　 特殊教育の必要性が高い場合、そのような現象の根拠を見直す必要がある。一般の小中学校が、障害のある生徒とない生徒が共に教育を受けるための適切な条件を備えていないことが原因であるならば、インクルーシブ教育のための体系的かつ長期的なマスタープランを確立し、特別支援教育とインクルーシブ教育のための長期的な実施計画を国家レベルで作成しなければならない。

**国連CRPD**

第24条 教育

**課題**

聴覚障害のある学齢期の子どものバイリンガル言語を選択する権利を確保すること。

**質問案**

29. 聴覚障害者は、通常、機能障害の初期段階では、本人が必要とする言語ではなく、親や学校が選んだ言語を選択しなければならない。これは彼らの言語選択権の侵害であり、彼らに言語選択の機会を与え、バイリンガル教育を保証するための法改正や政策が必要である。これに関する政府の政策について教えてください。

**基礎データ**

〇　 聴覚障害がある場合、話し言葉よりもボディランゲージ（身体言語）に敏感に反応するため、それを言語として採用する可能性が高い。そのため、聴覚障害者は手話言語を使うのが一般的である。手話言語を使った独自のジョーク文化もある。

〇　 以前は、聴覚障害のある子供たちは、話し言葉の使用を強制された。しかし、1970年代初頭にカリフォルニア州とインディアナ州の聾唖学校で最初に採用された「二文化・二言語アプローチ（2bi: bicultural/ bilingual）」は、ソ連やヨーロッパを含む多くの国の教育現場に拡大している。

〇　 スウェーデンでは、聴覚障害者の手話言語は母語と同等の言語として認められ、聴覚障害者が手話言語ですべての教育を受ける権利を持っている。この国では、SSL（スウェーデン手話言語）とスウェーデン語を一緒に教えるバイリンガルプログラムを実施している。

〇　 バイリンガル教育の効果はすでに証明されている。聴覚障害児は、指定された言語を受動的に受け取るのではなく、習得しやすい言語を母語（第一言語）として決定するという選択肢が与えられ、母語の選択に基づいてすべての教育を受ける機会が与えられた。さらに、母国がある程度身についたところで、第二言語を学ぶ。このような教育システムにより、聴覚障害者が属していた世界と一般社会が自然に融合していくことになる（『エイブルニュース』2007年9月19日付）。

〇　 しかし、教育部は、聴覚障害のある子どもにバイリンガル教育を提供しようとしているが、制度を包括的に変えるのではなく、障害児のヘルパーや各学校に制度を決めさせている。

〇　 しかし、聴覚障害のある子どもに言語の選択肢について十分な情報を与えていない法律は、生涯使わなければならない言語の選択に影響を与えるため、単純な差別を超えて彼らの選択権を制限している。

〇　 したがって、政府は聴覚障害のある子どものために、特殊学校とインクルーシブ学校の両方で、二文化・二言語の2bi教授法を完全に導入する必要がある。そのためには、バイリンガル教育の提供を障害者教育に関する特殊教育法に盛り込み、バイリンガル教育と選択権の問題を障害者差別禁止法に盛り込み、関連する政策を実施できるようにすべきである。

**国連CRPD**

第24条 教育

盲、ろう、または盲ろう者（特に子ども）の教育が、個人にとって最も適切な言語とコミュニケーションの様式と手段で、また学習面および社会面の発達を最大限にする環境で行われることを保証する。

**課題**

盲・ろうあるいは盲ろうの学齢児の教育を受ける権利の確保

**質問案**

30. 視覚・聴覚障害児については、最近、政府が支援を行っているが、教育は点字中心の限定的なものが多い。視覚・聴覚障害者に適した教育環境の整備、専門家の育成、使用言語の多様化など、関連法規の整備が必要である。そのための政府の方針を紹介してください。

**基礎データ**

〇　 重複障害のある人（特に視覚障害、聴覚障害の重複）の情報アクセスに関する議論はほとんど行われていない。韓国では盲ろうの障害についての具体的な規定すらない。

〇　 盲ろうの障害は、障害の種類や障害の程度によって分類できる。また、障害が発生した時期や順序によっても分類される。コミュニケーションの方法としては、指点字、指文字（finger spelling）および 手のひらに文字を書く（print-on-palm）などがある。

〇　 しかし、障害者差別禁止法の情報アクセスに関する規定は、ろう者や盲人に対する差別の禁止と合理的配慮の提供を基本としており、提供される言語は点字である。近年、点字という方法が用いられているが、手話言語を含む言語や関連する専門職（訳注　盲ろう者への通訳介助者など）などの多様な利用は行われていない。したがって、重複障害者に対する差別禁止規定や合理的配慮が存在しないため、改善する必要がある。

〇　 この意味で、教育部と保健福祉部は共同で、盲ろう者の情報アクセスの状況を調査し、調査結果に基づいて関連法を改正すべきである。

〇　盲ろう者の多様なニーズに適した情報アクセスシステムを構築するための研究は、障害者福祉法や障害者教育特別法に盲ろう者の教育支援に関する規定を設けたり、障害者差別禁止法に盲ろう者の情報アクセスに関する内容を盛り込む取り組みと並行して行われなければならない。

〇　特に、障害者福祉法では、盲ろう者の定義や分類、公的機関が提供すべき情報、国や地方自治体の役割などを明記することが望ましい。障害者差別禁止法では、盲ろう者に対する差別の禁止、情報へのアクセス支援の原則、合理的配慮に関する内容を盛り込むべきである。

〇　 さらに、彼らが様々な言語を選択できるように、言語の開発に関する専門家を育成するための政策を策定する必要がある。

**国連CRPD**

第24条 教育

**課題**

〇　 実践的なインクルーシブ教育のための合理的配慮がないので、インクルーシブ教育はおざなりなままである。

〇　 生涯教育に関する法的規定はあるものの、障害のある人のニーズは部分的にしか反映されておらず、生涯教育に責任を持つ司令塔も存在しない。政府は、来年度に「国立障害者生涯教育センター」という司令塔を設置し、生涯教育の予算を支援することを決定した。

〇　 したがって、私たちは政府に対し、実践的なインクルーシブ教育に公平な配慮を図り、発達障害者を含む障害のある人のニーズに応じた教育費の補助を行うなど、障害のある人の生涯教育を支援するための施策を講じることを求める。

**質問案**

31. 発達障害やその他の障害のある大人が生涯教育を受けるための公平な利便性や教育カリキュラムについて、政府の取り組みや計画を教えてください。

**基礎データ**

〇　 韓国の障害者教育政策には、特殊学校を中心とした分離教育政策と、一般学校に統合学級や特殊学級を設置するインクルーシブ教育政策がある。統合学級を運営するためには、障害のある生徒が障害のない生徒と平等に学習に参加できるように教育を修正することが必要である。例えば、難しい内容を理解しやすいように修正したり、個人の要求に応じてカリキュラムを変更したりすることである。また、障害のある生徒の特性を理解し、教育的修正を行う特別教員を配置する必要があるが、統合クラスの多くは特別教員を配置しておらず、そのような試みの根拠となる枠組みも十分ではない。また、統合学級で一般教員と特別教員が共同で、あるいは代替的に授業を行うための制度的な工夫もない。特別教員は、授業の中で助言や意見を述べる役割にとどまっている。 そのため、統合学級で行われるインクルーシブ教育は実践的ではなく、形式的なものにとどまっていると指摘されており、これは一般の学校の特殊学級の場合も同様である。

〇　 教育部が発表した「2016年特殊教育年報」によると、特殊教育の全対象者のうち、統合学級で学ぶ障害のある生徒は17.5％に過ぎない。さらに、2016年の中学・高校の特殊学級と一般学級の両方で特殊教育の対象となっている生徒の平均人数は、それぞれ5.37人、1.04人となっており、統合学級で学ぶ障害のある生徒の数が著しく少ないことがわかる。

〇　 特殊教育法では、障害の種類や特性、障害のある子どもの年齢などを考慮して発達教育計画を立てることが義務づけられている。しかし、韓国の教育は、大学進学や学業成績を中心としており、障害のある学生の行動に対する意識や人的支援が不足している。また、障害のない生徒の理解を得ながら授業を進めることも容易ではない。そのため、個別教育が形骸化し、個別教育に沿った障害のある学生の学習過程や学力の評価がうまく行われていない。前述のように、統合クラスには特別教員がいない場合が多く、その役割も十分に確立されていない。このように障害児の学習権に対する支援がなされていないため、発達障害や脳損傷を含めた障害児は、一般の学校でインクルーシブ教育を受けるよりも、特殊学校に入学・転校することが多い。これでは、特殊学校がなければ、障害のある人が学校に行かないようなものである。また、すべての教師が、障害の種類や程度に応じた障害のある人の特性を理解し、それに応じた対応をするための訓練を受けているわけではない。

〇　 学齢期以降の障害のある人の生涯教育についての法的な規定は存在するが、この規定を支えるための実施措置や予算、そして責任部署はない。このように生涯教育に責任を持つ司令塔がなかった。このため、政府は2018年に「国立障害者生涯教育センター」という司令塔を設置し、センター運営のために13億4100万ウォンの予算を計上した。センターでは、障害のある人の生涯教育の状況に関する研究や、障害の種類や特性に応じた生涯教育プログラムの開発、教材や補助具の開発などを行い、生涯教育の支援を行う。予算の内訳は、研究に1億ウォン、生涯教育プログラムと教材・補助具の開発に8億ウォンである。

〇　 18歳（訳注　「18歳以上」の誤りと思われる）の障害のある人を対象とした「2014年障害者実態調査」によると、回答者の97.4%以上が「どのプログラムにも参加していない」と回答している。これは、障害の種類やジェンダーに適したプログラムや、障害のある人のための生涯学習施設が絶対的に不足していることが原因である。

〇　 発達障害のある人の生涯教育の場合、特定の分野やプログラムのニーズが制約されている。例えば、ソウルのノウォン、ウンピョン、ドンジャク、マポ地区に生涯学習センターが設置されているが、プログラムはデイケアセンターや福祉センターで提供されている既存のプログラムを中心に構成されており、重度障害者を対象としているため、発達障害のある人の多様なニーズを反映できていない。また、センターでの教育にかかる費用は約20万ウォンで、重度障害者やその家族にとってはかなりの負担となっている。このように、教育費やプログラムの多様性のなさが、生涯教育施設の利用を妨げる要因となっている。

**参考資料2　 各教育機関の特殊教育対象者数 　単位：人、％**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 特殊学校 | 一般学校 | | | 特殊教育支援センター | 生徒数合計 |
| 特殊学級 | 一般学級 | 小計 |
| 25,467  (28.9) | 46,645  (53.0) | 15,344  (17.5) | 61,989  (70.5) | 494  (0.6) | **87,950**  (100) |

出典：「2016特殊教育年報」教育部

**参考資料3　 一般学校における特殊教育の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 特殊学級 | | | | 一般学級 | | |
| 学校 | 学校数 | 学級数 | 生徒数 | 教員数 | 学校数 | 学級数 | 生徒数 |
| 就学前教育 | 557 | 640 | 2,504 | 646 | 1,222 | 1,543 | 1,744 |
| 小学校 | 4,130 | 5,155 | 21,192 | 5,132 | 3,008 | 5,765 | 5,993 |
| 中学校 | 1,795 | 2,353 | 10,602 | 12,374 | 1,725 | 3,240 | 3,373 |
| 高校 | 1,043 | 1,885 | 12,132 | 2,148 | 1,418 | 3,934 | 4,234 |
| 特別コース | 18 | 32 | 215 | 60 | - | - | - |
| 合計 | **7,543** | **10,065** | **46,645** | **10,360** | **7,373** | **14,482** | **15,344** |

出典：「2016特殊教育年報」教育部

**医療（第25条）**

**国連CRPD**

第25条 医療

**課題**

第25条　医療

〇　 障害のある人の健康権と医療サービスへのアクセスの保障法

〇　 条約第25条eの留保の撤回

**質問案**

32. 障害により医療費がかさみますが、その負担軽減のための政府の計画について教えてください。

33. 条約に記載されている障害者差別を禁止するために、民間の保険契約について商法第732条を削除し、条約第25条の留保を撤回する政府の方法について教えてください。

**基礎データ**

1) 　障害のある人の健康権に関する法律の規定

-障害のある人の健康権法第17条（医療費の支援）

-施行規則第9条(案　医療費を受けられる人とその基準)

〇　（保健福祉部）

- 一般の人と別の制度を設ける必要はない。

- 現在開発中の国民健康保険の保障に関連して、一般的な適用が必要。

〇　課題

A）経済的事情で治療が間に合わないという現行制度そのままである。2014年障害者実態調査によると、経済的理由により医療サービスを受けられない障害のある人の割合は10人中6人（58.8％）であ。

B) もれる人への保護が再び放置されてしまう。施行規則第9条によると、保険の給付対象者は、国民基礎生活保障法の生活給付、医療給付およびそれに類するものを受けている人に限定される。

C) 任意条項による政策実施の不確実性：医療費支援が任意条項であり回避手段にとなっている。

D) 医療費助成が明記されているものの、法律に規定されていない医療費の増加による医師の収入増と障害のある人の負担の重さ：障害のある人の医療サービスへのアクセスは経済的な面により悪化している。

2) 「障害者差別禁止法」第17条は、金融商品・サービスの提供者は、正当な理由なく、障害のある人の保険加入を制限、排除、分離、拒否してはならないと規定している。

〇　 2005年8月22日、韓国国家人権委員会は、障害者差別を改善するために、法務部長官、財政経済部長官、金融監督院長、首相に対し、「商法」第732条の削除、「保険業法」の改正、障害に関する共通契約審査基準の改善などを勧告した。

〇　こうして政府は、「15歳未満の者および精神薄弱者の死亡を保険事故とする保険契約は無効である」とした商法第732条を見直し、精神的能力があれば保険契約を結べるという但し書きを追加した。精神的能力の判定の対象や概念についてはまだ論争があり、条約第25条eの留保はまだ撤回されていない。

〇　 国連障害者権利委員会が発表した、国連障害者権利条約に関する初回締約国報告に対する総括所見：委員会は、最近改正された「商法」第732条が、「精神能力」のある障害のある人の保険加入のみを認めていることに懸念を抱いている。委員会は、「精神能力」を理由に保険加入を拒否することは、障害のある人に対する差別行為であると認識している。委員会は韓国に対し、障害のある人の「精神的能力」に基づく保険加入を認めた商法第732条を廃止し、生命保険に関する条約第25条eの留保を撤回するよう勧告する。

**ハビリテーションとリハビリテーション（第26条）**

**国連CRPD**

第26条 ハビリテーションとリハビリテーション

**課題**

国連CRPD第26条は、障害のある人の早期リハビリテーションの提供と地域リハビリテーションサービスの活性化に言及しているが、この規定に対する国内の根拠法はない。また、後天的な障害のある人のためのリハビリテーションプログラムもない。

**質問案**

34. 中重度の障害のある人は、長期入院、リハビリテーション施設での生活、病院での職業リハビリテーションの不足、社会復帰のための訓練の不足、家族への支援の不足、地域社会での定住支援の不足、重度障害者への差別に伴う活動への支援（訳注　の不足）、各種社会サービスの経済的負担などにより、二重三重の逆境に立たされている。これらの問題を解決する必要があり、中重度の障害のある人が迅速かつ容易に社会復帰するためのリハビリテーション制度の改革について、政府の計画を説明してください。

**基本データ**

脊髄損傷の人のリハビリテーション訓練。選択ではなく義務

エイブルニュース 2017-08-08 13:01:27

脊髄損傷の人を含む後天的な障害のある人に対して、早期のリハビリテーション訓練が行われていないことを知っている人は少ない。多くの人は単純に「行われているはずでは？」と疑問に思う。

社会リハビリテーション訓練とは、事故や病気などで障害を受けた人が、障害を受け入れ、障害を持った後も普通の生活を送れるようにするための訓練である。特に、脊髄損傷の人のように、身体的、心理的、経済的、社会的に総合的な問題を抱えている人ほど、このプログラムが必要になる。

社会生活を送ることができず、経済的にも困窮すると、自尊心が大きく損なわれる。大韓民国で3重障害（後天性、重度、重複）を抱えて生きることは天罰に近い。

そのため、脊髄損傷の人の生活は大変である。障害を負った後、32％が自殺未遂を経験し、75％が離婚を経験している。70％が事故の後、失業した。このような大きな困難にもかかわらず、脊髄損傷の人のための単独プログラムはない。

脊髄損傷の人は、希望のない難民のように2年以上も病院でリハビリに励むが、医療サービスはあくまでも治癒を目的としたリハビリテーションである。さらに、当事者の要求を考慮しない提供者重視の援助政策も大きな問題である。脊髄損傷への十分な理解をもったリハビリテーションの専門職がいない。

1. 障害のある人の健康権と医療サービスへのアクセスに関する保障法

2. 障害のある人及び高齢者のために設計された補助器具及び技術の支援並びに利用の促進に関する法律

**労働の権利（第27条）**

**国連CRPD**

第27条 就労の権利

**課題**

〇　 韓国における障害のある人の雇用状況は、障害のない人に比べて非常に悪い（雇用率：総人口は60.9%、障害のある人は34.8%。2016年障害統計年鑑)。障害労働者の平均月給は174万7,000ウォンで、非障害労働者の231万4,000ウォンに比べて75%も低い（訳注　正確には「・・・の75％である」）。

〇　 特に、重度障害者や障害のある女性の失業状況は深刻であるが、韓国政府はこの問題の解決策を提案できていない。

＊　2016年、重度障害者の経済活動参加率は21.7%、失業率は9.2%、雇用率は19.7%で、全人口の経済活動参加率(63.3%)の3分の1、失業率(3.7%)の2.5倍、雇用率(61.0%)の3分の1であった。

＊ 2016年、障害のある女性は経済活動参加率22.4％、失業率6.8％、雇用率20.8％であった。

〇　 また、障害のある人を最低賃金制度の対象外とする制度により、重度の障害者（特に発達障害のある人）は最低賃金が保証されず、労働者の最低賃金を確保するための最低賃金法で差別されている。

〇　 障害のある人の雇用を促進するために、障害者雇用枠制度などの政策があるが、効果的ではない。特に重度障害者の雇用にはほとんど効果がなく、重度障害者の経済活動率は24.8%（2014年）→21.7%（2016年）、失業率は8.5%（2014年）→9.2%（2016年）、雇用率は22.7％（2014年）→19.7%（2016年）となっている。

〇　 職業リハビリテーション施設は、競争的な一般雇用市場への参入が困難な重度障害者の雇用創出に貢献し、収入による自立した生活を可能にしている。通常の福祉センターとは異なり、重度障害者の雇用政策の現実的かつ重要な選択肢となっている。

〇　 政府は、職業リハビリテーション施設を福祉施設の枠組みの中に閉じ込め、重度障害者のより良い仕事や労働環境の提供に必要な機能を強化するための支援体制を整えることに消極的な姿勢を示している。

＊　一部の先進国では、政府が社会的企業を推進し、職業リハビリテーション施設という形で重度障害のある人の雇用を活性化させている（アメリカのグッドウィル、スウェーデンのサムハルなどの例）。

**質問案**

35. 韓国政府はすべての障害のある人の働く権利を確保するためにどのような努力をしているのか教えてください。特に次の法や制度への取り組みについて。a) 重度の障害のある人の最低賃金を保証するための最低賃金法の改正と割増賃金制度(extra wage system)の導入、b) 重度の障害のある人の雇用を増やすための職業リハビリテーション施設の再構築と機能転換および代替案の模索、c) 障害のある女性の質の高い仕事と継続的な雇用のための政策と計画、d)障害のある人の義務的な雇用を効果的に実行するための対策。

**基礎データ**

〇　 「障害者差別禁止及び権利救済法」第10条第1項では、障害のある人に対する賃金差別を禁止しており、国が最低賃金制度によって障害のある人の賃金水準を守る必要性は、障害のない人よりも強い。

〇　 最低賃金制度は、労働者を不当な低賃金から守るための社会的セーフティネットであり、雇用市場で恵まれない人々の最低生活費を確保するための最低限の法的保護手段であるが、少なくとも障害のある労働者にはうまく機能していない。

〇　 特に、最低賃金免除制度は、ある程度就職が困難な障害のある人に雇用機会を提供するものとして機能しているが、賃金を含む労働条件が格下げされているため、最低生活保障は確保されていない。OECD諸国では、イギリス、オランダ、ハンガリーなど複数の国が、例外条項を設けず障害のある人に最低賃金制度を適用している。

〇　 最近、最低賃金の支払い免除申請が急増しているため、制度の改善を求める声が強くなっている。

〇　 国連障害者権利委員会（韓国に関するUNCRPD総括所見）が懸念していた、職業リハビリテーション施設が一般競争市場への参入を準備していないという懸念とは異なり、毎年約1,200人の障害のある人（約7〜8％）が施設から一般雇用市場に移っている。

＊　 例えば、スウェーデンのサムハルは、毎年約1,100人（約5％）の障害のある人を一般雇用に移行させることを目標に運営されている。

**参考 　職業リハビリテーション施設とサムハルの雇用移行の比較**

(単位：人、％)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 2013年 | | | 2014年 | | | 2015年 | | | 2016年 | | |
| 障害者数 | 雇用 | 割合 | 障害者数 | 雇用 | 割合 | 障害者数 | 雇用 | 割合 | 障害者数 | 雇用 | 割合 |
| **職業リハビリテーション施設（韓国）** | **14,739** | **1,109** | **7.5** | **15,651** | **1,390** | **8.9** | **16,414** | **1,383** | **8.4** | **17,131** | **1,064** | **6.2** |
| サムハル（スエーデン） | 18,321 | 912 | 5.0 | 19,660 | 1,122 | 5.7 | 18,528 | 1,059 | 5.0 | 19.259 | 1,179 | 6.1 |

出典：サムハル「持続可能性年次報告2016」、「職業リハビリテーション施設の実績(2013~2016)」

〇　 職業リハビリテーション施設は、重度障害者の雇用問題の解決（重度障害者の雇用機会の提供、所得創出の支援、一般競争的雇用市場への移行）に極めて重要な役割を果たしており、障害者雇用促進策として職業リハビリテーション施設を積極的に活用することが求められている。

〇　 重度障害者の雇用促進策として職業リハビリテーション施設を活用するための政府主導の政策や法的・制度的枠組みは十分ではないが、最低賃金や雇用への移行への社会的要求は高まっている。

- しかし、職業リハビリテーション施設を単なる「福祉施設」と考えることは、重度障害者の労働市場での雇用におけるその役割を縮小させる結果にしかならない。

- 国連の委員会や国家人権委員会は、保護作業所で最低賃金の支払いを免除されている障害のある人の低賃金問題を指摘し、補足給付制度（supplementary benefit system）の導入を勧告した。しかし、政府は適切な対策を提案せず、現場に任せている。

- 「重度障害者職業リハビリテーション支援事業」の対象施設に指定されているのは、582施設中75施設のみである。政府は、これらの施設に「作業適応訓練」を主な機能として実施させ、この部分に関連する支援のみを行っている。

〇　障害のある人の安定した雇用と収入は、脱施設化と自立生活の実現のために先行すべきであり、そのため職業リハビリテーション施設の役割は非常に重要である。

〇　 2016年の「障害のある人の経済活動参加に関する調査」によると、障害のある女性の経済活動参加率は22.4％、就業率は20.8％、失業率は6.8％で、男性（経済活動参加率50.3％、就業率47.1％、失業率6.4％）より悪い。

〇　 障害のある女性の一般的な雇用条件は、その地位、仕事の種類、賃金などの点で、障害のある男性より悪い。

- 臨時職員比率：男性25.5％、女性40.3％。

- 平均月給：男性180.2万ウォン、女性74.3万ウォン。

- 障害のある女性の主な職業：単純労働32.4％、サービス・販売28.3％、農林水産業14.2

〇　 障害のある女性の雇用を拡大・維持するための制度や政策（職業訓練、障害のある女性に適した仕事の開発、障害のある女性の雇用支援サービスなど）が不十分である。また、障害のある女性が関連制度を知らない場合も多い。

〇　 2016年の障害者雇用率は2.66%で、前年に比べて若干の増加を示している。しかし、雇用率を達成した機関・企業の割合は47.9％にとどまり、50％にも届かない。企業だけでなく、政府や公的機関も3％の雇用率を達成できなかった（政府は2.81％、公的機関は2.96％）。特に、従業員1,000人以上の大企業の達成率は2.16％（上位30社では1.9％）であり、企業規模が大きくなるほど達成率が低くなっている。

**生活の質と社会的保障（第28条）**

**国連CRPD**

第28条 生活の質と社会的保障

**課題**

**質問案**

36. 基礎的社会保障に関する国のガイドラインや、強制的扶養制度の廃止に関連する一連の進捗状況に、障害のある人がどのように関与しているか教えてください。

37. 障害年金や賃金制度の改善など、障害のある人の所得を確保する今後の計画について教えてください。

**基礎データ**

-上記の質問が事前質問事項に含まれている場合は、後で補足される。

**政治的・公的サービスへの参加（第29条）**

**国連 CRPD**

第29条 政治的・公的サービスへの参加

**課題**

聴覚障害のある人の選挙情報へのアクセスの改善

**質問案**

38. 聴覚障害者の政治的権利を確保するための、公職選挙法の改正、手話言語通訳の拡大、および複数の候補者がいる場合の2人以上の通訳者の配置についての進捗状況と今後の計画を教えてください。

39. 発達障害者の選挙権を確保するための公平な便宜（簡単な選挙運動用資料、画像・写真入り投票用紙、点字による詳細情報など）を図っているかどうか教えてください。

**基礎データ**

〇　 「韓国手話言語法」第2条3は、「聴覚障害者および韓国手話言語使用者は、政治、経済、社会、文化などすべての生活領域において、韓国手話言語の使用を理由に差別されず、韓国手話言語を通じてすべてのレベルの生活を享受し、その享受のために必要な情報を受ける権利をもつ」としている。

〇　また、「障害者差別禁止法」第27条第1項および第3項は、「国、地方公共団体、公職選挙の立候補者および政党は、選挙権、被選挙権および請願権を含む参政権の行使にあたって、障害のある人を差別してはならない」と規定している。また、「公職選挙に立候補する候補者および政党は、障害のある人に対して、候補者および政党に関する情報を、障害のない人と同等に配信すべきである 」としている。

〇　 しかし、選挙中継や候補者討論会での字幕や手話言語通訳の提供は、公職選挙法では任意とされている。そのため、聴覚障害のある候補者（訳注　有権者の誤りか）が放送を通じて状況を知ることは困難である。

〇　 画面上で提供される手話言語通訳でさえ、非常に小さいため、聴覚障害のある有権者は手話言語の内容を把握することが困難である。また、複数の候補者が登場するにもかかわらず、手話言語通訳者が1人しかいないため、知る権利が十分に提供されていない。

〇　この点について、国連障害者権利委員会は、韓国政府への総括所見において、「選挙情報が様々な障害に配慮して障害のある人に提供されていない」ことに懸念を表明した。そして「韓国は、障害の有無にかかわらずすべての人が投票できるように、また選挙に関するすべての情報を利用しやすい方法で提供するよう、より一層努力すべきである」と勧告した。さらに「韓国政府は、公職への障害のある人の参加を促進するための具体的な措置を講じるべきである」と勧告した（総括所見55-56）。したがって、韓国政府は、公職選挙法の改正を含め、この勧告を十分に認識して対策を講じる必要がある。

**C. 特定の義務（第31～33条）**

**統計およびデータ収集（31条）**

**国連CRPD**

第31条 統計およびデータ収集

**課題**

障害者問題を担当する部署が記述すべき統計と、その統計へのアクセスの確保。

**質問案**

40. 国連障害者権利条約の実施状況を測定するための統計指標や基準があるかどうか、また、政府の政策のためのすべての障害統計を教えてください。また、現在記述されている統計について、すべての種類の障害のある人がアクセス可能かどうか教えてください。

**基礎データ**

〇　 国連障害者権利委員会の最初の勧告

委員会は、韓国政府に対し、障害者権利条約および関連政策の実施状況を評価するための基礎データとして、各部庁のすべての政策および障害のある人に直接関連する政策に関して、障害のある人に関する個別の統計を作成するよう勧告した。統計には、障害の種類や程度、ジェンダー、年齢、地域などが含まれるべきである。統計データは、誰もが自由にアクセスできるものでなければならず、また、あらゆる種類の障害のある人がアクセスできるように代替の情報源を提供しなければならない。

〇　 障害者福祉法第31条

(実態調査)

①　保健福祉部長官は、障害福祉政策の確立のための基礎資料として活用するため、3年ごとに障害の実態調査を行う。

②　第1条の障害の実態調査の方法、対象、内容に関して必要な事項は、大統領令で指定する。

〇　 統計法第2条、第27条、第28条

障害のある人に関連する統計データの収集が行われている。障害者問題を扱う政府部庁は、障害のある人の権利を促進するために考案された政策を確立、実施、評価するために、収集した統計データを利用している。保健福祉部は「保健福祉統計年鑑」で、障害の種類・程度、年齢、所在地（市・道）別の登録障害者数、生活施設数・入所状況、障害者便宜施設数、リハビリテーション支援用具の提供状況を毎年発表している。また、これらの情報をもとに、政策の改善策や成果を上げるための手順を定めた「保健福祉白書」を作成し、収集した統計データを一般の人々が迅速かつ容易にアクセスできるように配布している。また、各部庁は主要な統計をウェブサイトに掲載している。

〇　 障害者差別禁止及び権利救済法第21条（情報・通信に関する合理的配慮の提供義務）

①　第3条4項、6項、7項、8項（1A）および（2）、11項、19項、20項に規定する行為者、13項、15項、17項の規定に係る行為者、第10条1項の利用者および同条2項の労働組合の加盟者（行為者が所属する団体を含む。本節において、「行為者等」という）は、行為者が作成・発信する電子的・非電子的な情報を、障害のある人が障害のない人と同等にアクセスできるように、韓国手話言語や文字などの必要なツールを提供しなければならない。この場合、第3条8項（1B）および（2）で言及する自然人は、行為者には含まれない。(2016年2月3日改定、2017年9月19日改定)

②　公的機関等は、その主催・運営する行事への障害のある人の参加及びコミュニケーションに必要な韓国手話言語通訳者、文字通訳者、音声通訳者、補聴器等の必要な支援を行う。(2016年2月3日改訂)

③　放送法第2条3項の放送事業者及びインターネットマルチメディア放送サービス法第2条5項のインターネットマルチメディア放送サービス事業者は、障害のある人が障害のない人と同等に製品やサービスにアクセスして利用できるように、字幕、韓国手話言語通訳、画面説明などの利便性の高いサービスを提供しなければならない（2010年5月11日改正、2016年2月3日改正）。

④　電気通信事業法に基づく基幹電気通信事業者（電話サービスを提供する者に限る）は、障害のある人が障害のない人と同等にサービスを利用できるよう、通信機器を用いた中継サービス（テレビ電話サービス、テキストサービス、その他科学・ICT部が指定して通知する中継サービスを含む）を確保し、提供しなければならない（2010年5月11日改正、2013年3月23日改正、2017年7月26日改正）。

⑤　次項の事業者は、障害のある人が障害のない人と同等にアクセスし、利用することができるように、出版物（電子出版物を含む。以下本節において同じ）又は映像資料を提供するよう努めるものとする。ただし、「図書館法」第18条の韓国国立図書館は、新たに制作・配布される図書資料を、点字、点字・音声変換コード付き資料、音声、拡大文字で提供する。

**国際協力（第32条）**

**国連CRPD**

第32条 国際協力

**課題**

障害インクルーシブな国際協力事業の運営への障害のある人の参加、および、障害インクルーシブな国際協力への政府支援とNGOとの協力。

**質問案**

41. 国連権利条約第32条aは、障害のある人が国際開発プログラムを含む国際協力に含まれるとしている。 これはどのように実現できるのか説明してください。

**基礎データ**

障害インクルーシブな国際協力事業の提案。（エイブルニュース2017年7月17日）

しかし、「第2次国際開発協力計画（2016-2020）」では、原則として教育、医療、子ども、女性、障害のある人の分野に重点を置くとされているが、障害に関する詳細な計画はなく、政府が統合的ではない政策を実施していることがわかる。

韓国では、基本法やSDGsに障害問題が盛り込まれたことで、障害インクルーシブな開発や協力事業の必要性が強く認識されるようになった。障害インクルーシブな開発とは、開発プロジェクトの計画、実施、監視、評価などのすべての段階に障害の立場が含まれ、開発プロセスや政策への障害のある人の効果的で意味のある参加が確保されることを意味する。

このように、障害者インクルーシブな開発の観点から、障害のある人は貢献者としても受益者としても開発に参加する。当たり前のことであるが、障害インクルーシブな国際開発協力のためには、国家機関とNGOとの協力がより必要である。障害のある人の参加なしに障害の問題に取り組むのは、不誠実といえる。

**国内実施と監視（第33条）**

**国連CRPD**

第33条 国内活動と監視

**課題**

〇　 CRPD第33条は、締約国がその組織体系および法的枠組みに従って、この条約の実施に関する事項について政府内に1つ以上の連絡先と調整機構を設置または指定し、実施の監督の過程において障害のある人の参加を促進することを勧告している。

〇　韓国は、保健福祉部障害政策局の下に障害者権利支援課を条約の実施状況を検討するための連絡先として指定し、政府レベルでの政策実施の監視と評価のための調整機関として首相室の下に障害者政策調整委員会を設置している。しかし、この委員会は、下部組織を持たない非常設の組織・会議体に過ぎず、ほとんど名ばかりである。

〇　 国家人権委員会は、国家人権委員会法、施行令、組織に見られるように、国連CRPDの実施状況の監視に関する助言を提供する責任を負っているが、その主な役割は、権利の調整と救済にある。したがって、この委員会が条約の実施状況を監視することは困難である。さらに、これは人権問題一般を扱っているため、障害のある人の特別な要件を考慮して集中的な監視を行うには限界がある。

〇　 憲法第6条1項には、「憲法によって締結され公布された条約及び一般に認められた国際法は、国内法と同一の効力をもつ」とある。この事実に照らせば、障害者権利条約が国会で合意され、韓国大統領によって締結・批准された以上、国内法に組み込まれ、我が国を拘束する効果を持つことになる。条約は批准した国に対して拘束力をもち、その履行を保証するための手続き法形式の選択議定書が設定されているが、韓国は批准していない。

**質問案**

42. 国連障害者権利条約の履行を監督、評価、監視するために運営されている機関の具体的な機能と役割、およびその機関の独立性と効果的な活動を支援するためにとられたすべての行動について説明してください。また、監視プロセスへの障害のある人またはその組織の参加を保証するための効果的な措置があるかどうかも紹介してください。

43. 国連障害者権利条約の履行を促進するための選択議定書の批准に向けた政府の取り組みについて説明してください。

**基礎データ**

〇　 各機関の限界

- 連絡先：部署の役職が低すぎて実施状況が監視できず、規模も小さすぎて実施状況の包括的・体系的な監視ができない。

- 障害者政策調整委員会：年に1回しか開催されていない。会議で提起された指摘や意見は、改善のための次の行動の仕組みがなく、実行されない。単なる非常設組織で、下部組織のない会議体である。

- 国家人権委員会：この組織の機能は、過去9年間の保守政権によって大幅に縮小された。主な任務は、人権問題の調整と救済である。組織内で監視を行うための予算や人員は与えられていない。

- UN CRPD監視のための連帯：民間の機関であり、予算と人員の不足により実行力が弱い。

〇　 締約国には、国連CRPDの実施状況を監視するための、政府資金による独立機関はない。

- 現在、公共部門ではなく民間に、条約第12条に違反する規定を発見し、改正を要求する動きがある。締約国の障害者団体である韓国障害者人権フォーラムが実施した条例・法律の監視結果によると、2017年に地方自治体の法令の中で「障害者差別禁止及び権利救済法」に抵触する障害者差別条項が481件あるという。そのうち254件（52.8％）は、精神障害者に対する差別（地域の施設へのアクセスや利用の制限、視聴の禁止など）である。締約国政府ではなく、障害のある人の民間団体が監視活動を通じて、関連法令の改正を求めている。

- 政府の支援がないために発見されていないケースはもっとあるだろう。そのため、十分な人材と予算の支援が必要である。

〇　 条約は拘束力のある国際法であり、個人ではなく締約国に条約を実施する実質的な義務を課すものである。内容的には、個人のリハビリテーションや給付的な福祉ではなく、障害のある人の実際の参加と機会平等を確保するための障害のある人の権利に基づいて、障害問題にアプローチしている点に意味がある。また、障害のある人を政策の対象としてではなく、権利の正当な所有者および主体として認識することにより、障害のある人の参加を積極的に促進している。

〇　 韓国国家人権委員会(NHRCK)は、2007年10月11日に国会に提出した「障害者権利条約の批准及び同条約の選択議定書への加入問題に関する決定書」の中で、「障害者権利条約の選択議定書で規定されている団体・個人申し立て制度と委員会の調査権は、条約で保障されている権利と関連している」と述べた。私たちは、障害者差別禁止法の改正により国際障害者権利条約の権利が保障され、また関連法令の改善に努めているのであるから、選択議定書に参加することに問題はないと考えている」。

〇　さらに、「条約の観点からみて侵害された権利が国内救済手続きによっては効果的に救済されなかった者に対し、障害者権利委員会の審査を受ける機会を提供することで、条約の実施に向けた我が国の取り組みの強化に貢献する」とし、選択議定書への早期加入を求めた。2009年2月11日、国会で「障害者権利条約の選択議定書の批准を求める決議」が起草された。

〇　 現在、韓国が加盟している国際人権条約のうち、個人の請願手続きに関する規定を含む条約は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第1選択議定書」、「国連拷問禁止条約」第22条、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」第14条、「女性差別撤廃条約の選択議定書」の4つである。 これら4つの条約については、すでに個人請願の手続きが認められているが、障害者権利条約についてのみ、個人請願の手続きが認められていない。

（翻訳：佐藤久夫、岡本明）